

令和元年度「新しい東北」交流拡大モデル事業成果発信事業 に係る企画提案募集要領

1 総則

令和元年度「新しい東北」交流拡大モデル事業成果発信事業に係る企画競争の実施については、この要領に定める。

2 事業概要

(1) 事業名

令和元年度「新しい東北」交流拡大モデル事業成果発信事業

(2) 事業の目的

復興・創生期間に入り、復興の新たなステージを迎えつつある東北では、インフラや住宅等の復旧は一定程度進みつつあり、今後は産業・生業の再生を重点的に進めていくことが必要である。特に観光は地域産業全体に影響を与える裾野の広い産業であり、観光復興は東北の産業・生業再生の柱となる。しかしながら、東北の観光産業は全国的なインバウンド急増の流れから大きく遅れるなど復興は道半ばとなっている。早期復興のためには、正確な情報発信だけではなく、個々の外国人が東北での体験を通じて、東北の情報を拡散させ、東北6県への外国人（国内在住者を含む）の交流人口を拡大させる必要がある。

本事業は、「新しい東北」交流拡大モデル事業によって選定した過年度事業の成果や今年度の「新しい東北」交流拡大モデル事業の取組みを効率的、効果的に発信を行うため、情報の集約・整理、効果的・効率的なプロモーションの実施、適切な発信を行うためのツールの制作等を実施するもので、今年度中の東北への誘客のみならず、令和2年度の「復興五輪」とも位置付けられる「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会」等の機会を捉え、国内外に対して東北の魅力を発信し、東北への誘客を目指すものである。

(3) 事業内容

ア 効率的・効果的な発信を行うための具体的商品情報の集約・整理

イ 令和元年度「『新しい東北』交流拡大モデル事業（普及・展開）」「『新しい東北』交流拡大モデル事業（地域型）」の各モデル事業における海外プロモーションへの支援業務

ウ アを踏まえた上で、東北の魅力発信、誘客のための情報発信ツールの制作

なお、提案に際しては過年度モデル事業の取組について、下記参考 URL に記載されている内容を参考とすること。

【参考：復興庁 HP(東北の観光復興の取組について)】

<https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-19/20160119130009.html>

(4) 事業実施期間

本事業の実施期間は、契約締結日から令和2年3月27日までとする。

3 予算額

本事業の予算総額は、18,000千円（消費税および地方消費税額を含む。）以内とする。

4 企画競争に参加する者に必要な資格及び企画提案内容に関する要件

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成31・32・33年度全省庁統一競争参加資格審査の「役務の提供等」において、「A」、「B」、「C」又は「D」等級に格付けされた者であること。
- (4) 復興庁における物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出すること。

5 企画競争説明会の開催

以下のとおり、企画競争に関する説明会を開催する。

- (1) 日時 令和元年8月5日（月）13時30分から
- (2) 場所 復興庁1205会議室 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎4号館12階

6 企画提案書の作成及び記載上の留意事項等

(1) 企画提案書の作成上の基本事項

企画提案書は、本事業における具体的な取組方法についての提案を求めるものである。企画提案書については「(別紙1) 企画提案書作成事項」に従って作成すること。

(2) 企画提案書の様式

様式1から様式4とし、提案の内容について具体的かつ明確に記載するとともに、内容について詳細な説明資料がある場合には添付しても構わない。

※ 文字の大きさは12ポイント以上とする（注書き等については、10ポイント程度でも可とする。）。

(3) 企画提案書の無効

提出書類について、この書面及び様式1から様式4に示された条件に適合しない場合又は企画提案書に虚偽の記載をした場合には、無効とする。

7 審査に関する事項

(1) 企画提案会の開催

開催しない。

(2) 審査の実施

ア 審査は、「(別紙2) 令和元年度「新しい東北」交流拡大モデル事業成果発信事業

に係る企画提案書の審査について」及び「(別紙3) 令和元年度「新しい東北」交流拡大モデル事業成果発信事業企画提案書審査基準及び採点表」に基づき、提出された企画提案書について行い、業務の目的に最も合致し、優秀な企画提案書を提出した1者を選定し、契約候補者とする。

イ 審査結果は、令和元年9月上旬に企画提案書を提出した全者に通知する。

8 企画提案の手続等

(1) 企画提案書の提出期限等

ア 企画提案書の提出期限

令和元年8月30日(金)17時まで

イ 企画提案書の提出先

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎4号館10階
復興庁観光班・復興特区班 野田、佐々木
電話 03-6328-0265

【受付時間】10時から17時30分まで

(土曜日・日曜日・祝日を除く)

電子メール naoki.noda.j9a@cas.go.jp

ryo.sasaki.v2i@cas.go.jp

(2) 企画提案書の提出方法

上記8(1)イあて、持参又は郵送(書留郵便に限る。提出期限までに必着。)で企画提案書8部及び電子媒体(光ディスク(CD-R又はDVD-Rディスク)1部)を提出すること。

なお、電子媒体は、「Microsoft Word」「Microsoft Excel」「Microsoft PowerPoint」「pdf」形式のいずれかとする。(これによりがたい場合は、申し出ること。)

また、全省庁統一競争参加資格審査結果通知書の写し及び暴力団等に該当しない旨の誓約書を1部提出すること。

※宅配便も可とする。

9 本事業の内容についての質問

質問は、上記8(1)イあて、電子メールで行うこと。なお、質問の際は件名(題名)を必ず『令和元年度「新しい東北」交流拡大モデル事業成果発信事業』として、回答送付先の組織名、担当窓口の部署名、担当者の氏名、連絡先(電子メールアドレス)を明記すること。

【受付期間】

令和元年7月26日(金)13時から同年8月30日(金)17時まで

10 企画競争の無効

企画競争に必要な資格のない者の提出した企画提案書は無効とする。また、企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書は無効にする。

11 契約の締結

- (1) 企画競争の結果、契約候補者として選定されたとしても、会計法令に基づく契約手続きの完了までは、復興庁と契約関係を生ずるものではない。
- (2) 選定された事業者は、選定通知後速やかに企画提案書の内容を反映した形で復興庁と仕様書案（別紙4）を基に仕様書の確定を行うものとする。
- (3) 支出負担行為担当官である復興庁会計担当参事官は、契約候補者から見積書を徴取し、予定価格の制限の範囲内であることを確認し、契約を締結する。

12 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 企画提案書の作成、提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (3) 1者あたり1件の企画提案書の提出を限度とし、複数の企画提案書を提出した場合は、提出した全ての企画提案書を無効とする。
- (4) 提出された企画提案書は、原則返却しないこととする。
- (5) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。
- (6) 採用された企画提案書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。